令和2年度事業概要



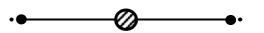
荒川区子ども家庭総合センター (荒川区児童相談所)

目 次

I	荒川区について
I	荒川区の総人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	荒川区の児童人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
П	基礎自治体での児童相談所の開設
I	区における児童相談所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2	荒川区子ども家庭総合センターについて・・・・・・・・・・・・8
(1)所在地
(2	2)組織及び事務分掌
(3	3)利用案内
(4	4)主な事業
3	荒川区子ども家庭総合センターで取り扱う児童相談・援助・・・・・・・・ 2
(1)相談の種類
(2	2)援助の種類
(3	3)その他
4	相談の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	荒川区子ども家庭総合センター事業概要
I	全国及び東京都の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(1)全国の相談受理件数の推移
(2	2)全国及び東京都の児童虐待相談数等の推移
2	東京都北児童相談所からの引継ぎについて・・・・・・・・・・・22
3	荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況・・・・・・・・・・・2 4
(1)経路別受付状況
(2	2)相談内容別受付状況
(3	3)男女別・年齢別受理状況
(4	4)児童虐待に対する児童相談所としての対応
(5	5)警察からの児童通告
4	一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(1)一時保護所における一時保護
(2	2) 一時保護委託
5	社会的養育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

(1) 社会的養育とは	
(2)社会的養育の状況	
6 基礎自治体の児童相談所としての事業・・・・・・・・・・・・・・35	
(I) 24時間365日体制	
(2)ショートステイ事業	
(3)関係諸機関、地域との連携	
(4) 学校・教育委員会との連携	

I 荒川区について



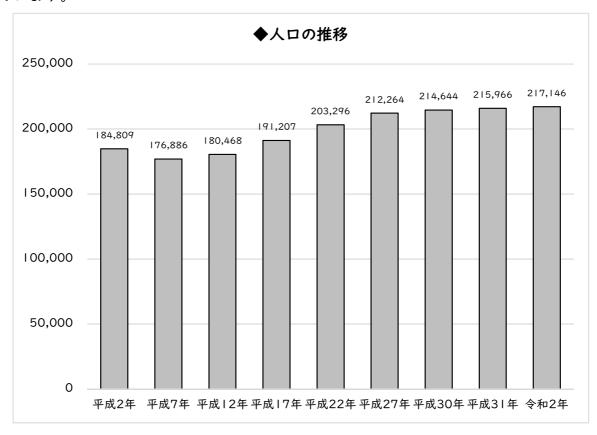
I 荒川区について

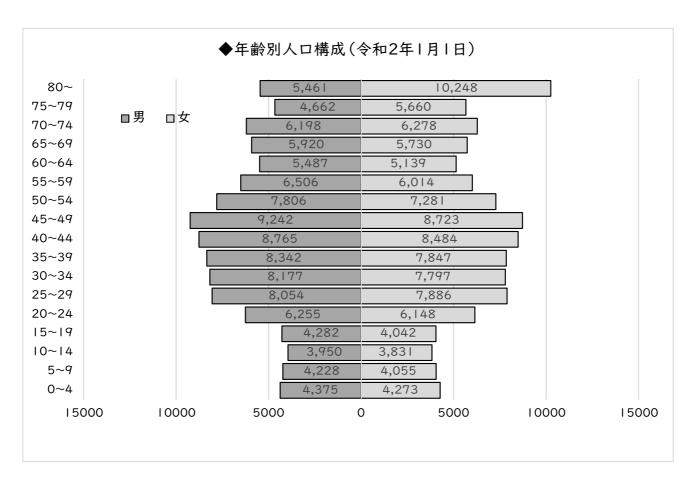
荒川区は23区の北東部に位置し、区の北東部には隅田川が流れ、東西に都電が走る下町情緒あふれる街です。同時に都心への交通利便性が高く、駅前等を中心に高層マンションも増え、近年、人口が増え続けています。

- ○面積 I 0. I 6 km²
- ○世帯数 ⅠⅠ7,222世帯
- ○人口 2 | 7, | 4 6人 ※いずれも令和 2 年 | 月 | 日現在

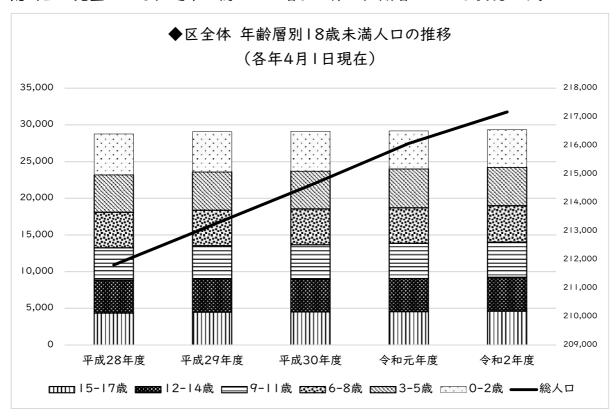
Ⅰ 荒川区の総人口の推移

荒川区の人口は平成7年に最小となる | 76,886人を記録しましたが、その後は増加に転じ、平成22年以降は20万人を超え、令和2年 | 月 | 日現在で217,146人となっています。





2 荒川区の児童人口 荒川区の児童人口も、近年の総人口の増加に伴い、微増している状況です。



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
15-17 歳	4,363	4,476	4,502	4,549	4,607
12-14 歳	4,467	4,521	4,439	4,510	4,625
9-11歳	4,433	4,547	4,735	4,816	4,819
6-8 歳	4,824	4,835	4,882	4,827	4,935
3-5 歳	5,114	5,211	5,156	5,306	5,239
0-2 歳	5,570	5,481	5,394	5,160	5,123
0-5 歳	10,684	10,692	10,550	10,466	10,362
6-14 歳	13,724	13,903	14,056	14,153	14,379
合計:0-17歳	28,771	29,071	29,108	29,168	29,348
平成 28 年度と比較した増加率	-	1.04%	1.17%	1.38%	2.01%
総人口	211,808	213,203	214,603	216,063	217,167



荒川区のシンボルキャラクター あら坊と妹のあらみぃ

Ⅱ 基礎自治体での児童相談所開設



Ⅱ 基礎自治体での児童相談所の開設

荒川区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、これまで以上に切れ 目ない子どもや家庭に対する相談体制を整備するために、令和2年4月にそれまでの「子ど も家庭支援センター」の機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を 開設しました。同年7月からは児童相談所業務を開始し、区民に身近な基礎自治体として、 子どもと子どもを取り巻く課題の解決に力を発揮できると共に、これまで以上に地域に近く、 寄り添った支援体制を構築しています。また、困難な事例に対しては、児童相談所としての 法的権限を行使し、厳しい対応を取ることで、子どもの安全・安心を守ることができるよう になりました。

I 区における児童相談所の設置(荒川区子ども家庭総合センターの沿革)

特別区で児童相談所が開設できるようになり、荒川区子ども家庭総合センターにおいて児 童相談所業務を開始するに至った経緯は、次のようになっています。

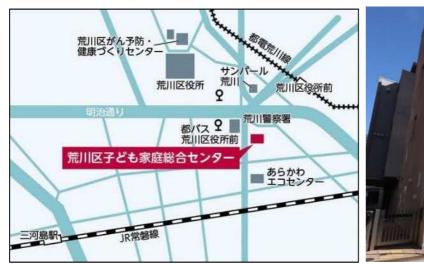
- H20.6 都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務 について区へ移管する方向で検討することで一致。
- H24.2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、都区の現行の 役割分担の下での課題と対応策及び児童相談行政の体制のあり方について 検討を開始。
- H25.II 区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承。都に検討の再開を申し入れ。
- H28.3.10 国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」の中で、「原則として中核市及び特別区には児相相談所機能をもつ機関の設置を求め(以下略)」と記述。
- H28.3.29 国は「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法の一部を改正する法律案」を閣議決定。
- H28.5 「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童 相談所を設置することが可能になる。

- H29.2. 区長会総会で、世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始する。
- H30.11 3区(世田谷区・荒川区・江戸川区)と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた協議を開始。また、3区と各所管児童相談所との間で、ケースの引き継ぎに関する協議を開始。
- H31.3 3区と都の所管部署との間で、児童相談所設置市事務の引き継ぎを開始。
- R1.8.30 荒川区を児童相談所設置市に指定する政令が公布。
- R2.4.1 荒川区子ども家庭総合センターを開設。
- R2.7.1 荒川区子ども家庭総合センターにおいて、児童相談所業務を開始。

2 荒川区子ども家庭総合センターについて

(1) 所在地

住所 荒川区荒川 I - 50 - I 7 荒川区子ども家庭総合センター 電話 03-3802-3765 ファックス 03-3802-3787





○アクセス · J R 常磐線「三河島」駅下車 徒歩9分

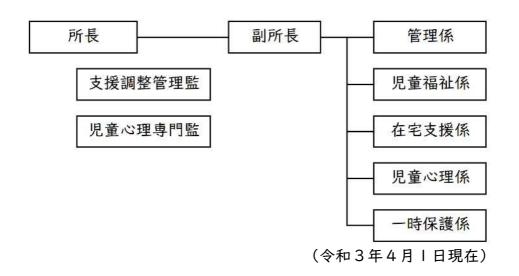
·都電荒川線「荒川区役所前」停留所下車 徒歩 4 分

・都営バス「荒川区役所前」停留所下車 徒歩3分

・コミュニティバスさくら「荒川区役所」停留所下車 徒歩3分

(2)組織及び事務分掌

荒川区子ども家庭総合センターは、以下のような体制で運営しています。



係ごとの主な業務は次の通りです。

管理係	・予算、決算、庁舎管理等、課の庶務 ・措置費関連事務 等
児童福祉係	・虐待、非行、障害についての相談対応、指導等
)01 III I I II	・児童虐待の防止に関すること 等 ・養育、育成上の相談、支援等
在宅支援係	・里親支援事業に関すること 等
児童心理係	・医学診断及び治療指導に関すること
	・心理診断及び治療指導に関すること等
一時保護係	・一時保護中の生活指導、学習指導、行動観察、行動診断等・一時保護中の健康管理 等

(3)利用案内

①次のような相談をお受けしています。

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒 に解決していく専門の相談機関です。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

下記の相談内容は一例です。ご相談内容によっては他の専門機関をご紹介する場合もあります。

【保護者からの相談】

- ○急な病気で子どもを育てられない
- ○子どもを施設や里親に預けたい
- ○子育ての協力者がいない
- ○子どもが家出したり無断で外泊したりする
- ○子どもが家族に暴力を振るう
- ○子どもがお金を払わず店の商品を持ち帰る
- ○人見知りや夜泣きがひどい
- ○友達と仲良く遊べない
- ○不登校や思春期で困っている
- ○しつけの仕方が分からない
- ○子どもをかわいいと思えない
- ○イライラして子どもにつらくあたってしまう
- ○愛の手帳(知的障害者手帳)の手続きをしたい

など

【子どもからの相談】

- ○家に帰るのが怖い
- ○学校に行きたくない
- ○友達にいじめられる

など

②相談のすすめ方

荒川区子ども家庭総合センターでは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師など専門 スタッフが相談にあたります。

- ○調査や検査をもとにして、安定した子育てができるように話し合います。
- ○必要に応じて、学校などの関係機関と連携し、ご家庭を支援します。
- ○必要に応じて、お子さんを一時的にお預かりしたり、児童福祉施設への入所を調整します。

③相談受付時間

月曜日~金曜日 8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始除く)

※来所相談には原則として事前予約が必要です。

(4)主な事業

荒川区子ども家庭総合センターでは、子どもと家庭を支援する様々な事業を実施しています。代表的な事業を記載していますが、このほかにも子育てを支援する多くの事業があり、 区内の関係各所と連携して、荒川区の子どもを守っています。

①里親(養育家庭)

様々な理由により保護者と一緒に生活することができない子どもを、家族の一員として 家庭に迎える「里親(養育家庭)」について推進しています。

里親に関心のある方、詳しい説明を聞いてみたい方には、毎月第3木曜日に個別相談会 を開催しています。詳しくはお問い合わせください。

その他、里親の推進に関する様々な事業を実施しています。随時、区報やホームページ でお知らせします。

②ショートステイ

保護者の病気、出産、育児疲れ等により、中学3年生までの子どもの養育が一時的に困難となった場合に、宿泊又は日帰りでご利用いただけます。

乳児院などの施設でお預かりする場合と、区内の協力家庭でお預かりする場合があります。お預かりしている間も園や学校に通うこともでき、原則7日以内の利用で、所得に応じて生活費と食事代の本人負担があります。詳しくは、お問い合わせください。

また、2歳から中学3年生の子どものショートステイを実施する「協力家庭」も募集しています。まずは、ご相談ください。

③電話相談窓口

- 24時間365日利用できる電話相談を開設しています。通話料は無料です。
- ○児童相談所虐待対応ダイヤルI 8 9 (いち・はや・く)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により、速やかに児童相談所等に連絡する義務があります。相談者とその内容に関する秘密は守られますので、以下のようなときには、すぐにお電話ください。

- ・あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
- ・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
- ・近くに子育てに悩んでいる人がいる…

3 子ども家庭総合センター(児童相談所)で取り扱う児童相談・援助

荒川区子ども家庭総合センターでは、様々な相談に対応しています。子どもの虐待の件数は全国的にみて、年々増加傾向にあり、荒川区でも児童相談所業務開始後の相談内容の動向を注視し、必要な施策を展開していく必要があります。

ここでは、子ども家庭総合センターで受け付ける相談の種類を法的に分類します。また、 法的な援助の種類についても多岐にわたっており、それらについても分類します。

(1)相談の種類

	相談区分	内 容			
	養護相談	虐待相談、養育困難相談(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子等に関する相談			
	保健相談	一般的健康管理に関する相談 (乳児、虚弱児、疾病等に関すること等)			
	障害相談	知的障害相談(愛の手帳の相談含む)、ことばの遅れ相談 肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談			
非行	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸朋 ぐ犯等相談 のぐ犯行為※Ⅰ、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年と て通告のあった児童等に関する相談				
相談	触法行為等相談	触法行為※2があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※3に関して 家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談			
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校(園)できない、していない状態に ある児童に関する相談			
育成相談	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※4、家庭内暴力、 生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に 関する相談			
改	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関す る相談			
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談			
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等			
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育 を希望する方からの相談			

- ※ I ぐ犯行為:保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、 その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのあ る少年の行為をいいます。
- ※2 触法行為: | 4歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。
- ※3 犯罪少年:罪を犯した | 4歳以上20歳未満の少年をいいます。
- ※4 緘黙(かんもく):話す能力があるにも関わらず、心理的原因等で、学校等の特定場 面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

(2)援助の種類

①措置によるもの

1月度による 0 0 0	
区分	内 容
訓戒・誓約書の提出	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、
(27条 項 号)	児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約
	束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に
(26条1項2号)	専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家
(27条1項2号)	庭訪問等の方法により継続的に行う指導。
(虐待防止法 条 項)	・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。
児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係
(27条1項2号)	の調整等により解決すると考えられるケースについて、児
	童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致等	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な
(26条1項4号)	場合。
	・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要す
	ると認められる場合。
	・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、
	知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当
	であると認められる場合。
里親委託	①養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」、
(27条1項3号)	②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育
	する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養
	子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にある児童の扶
	養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児
	童の養育を委託する。

区分	内容
小規模住居型児童養育事業	一定の要件を備えた養育者の住居で5~6人の児童を養育
委託(27条 項3号)	する事業を行う者に対し、児童を委託する。
児童福祉施設等入所	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施
(27条1項3号)	設等に入所させる。
(27条の2)(31条)	
指定発達支援医療機関委託	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構
(27条2項)	の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの
	に、児童を委託する。
家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的
(27条 項4号)	措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。
(27条の3)	※少年法第3条第2項、6条7項
家庭裁判所家事審判請求	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権
(28条)	喪失・管理権喪失の請求(民法834条・835条)、未成
(33条の7・8・9)	年後見人選任(840条)・解任(846条)の請求を行う。

②措置によらないもの

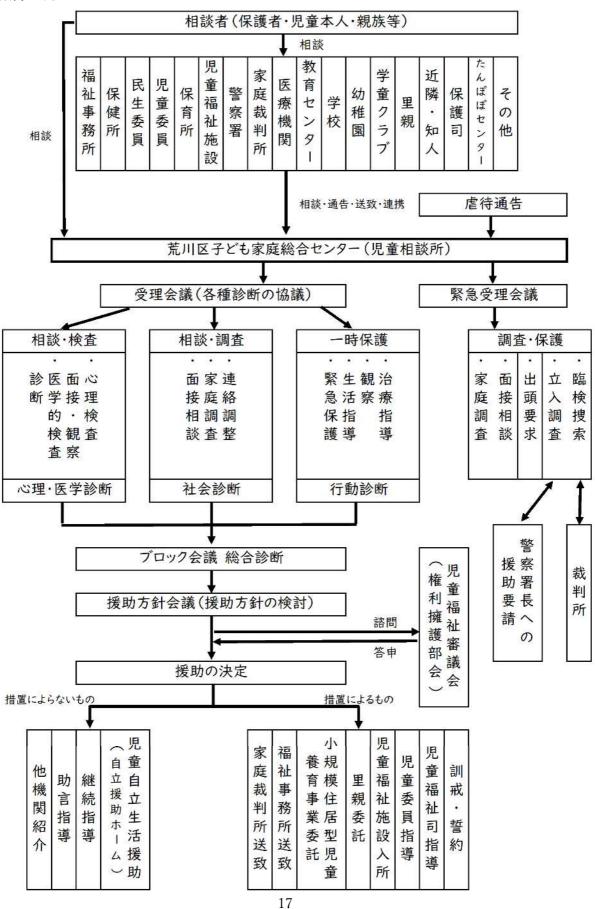
区分	内 容
助言指導	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題
(条 項2号二)	が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、
	電話相談による助言など。
継続指導	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に
(条 項2号二)	応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワー
	ク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関
(条 項2号二)	をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその
(33条の6)	他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児
	童から申込があったときは「自立援助ホーム」に入所させ
	て、社会的自立に向けた援助を行う。

(3) その他

区分	内 容
意見付与	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意
(24条の3第3項)	見を付与する。
立入調査	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は
(29条)	保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必
(虐待防止法9条1項)	要があると認めた時は、児童相談所長は児童委員又は児童
	福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問
	をすることができる。
	正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対
	しては、罰則規定がある。(61条の5)
一時保護・一時保護委託	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を
(33条1~10項)	図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境
(虐待防止法8条)	その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また
	児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を
(虐待防止法 2条)	行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認
(虐待防止法 2条の4)	めるときは、児童の身近に付きまとい又は付近を徘徊しな
	いよう命ずることができる。(虐待防止法第18条に罰則規
	定がある)
同居児童の届け出	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に
(30条)	対し、届出義務を課し、虐待や人身売買のような子どもの
	権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等
(33条の8の2)	に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまで
	の間、親権を行う。
再出頭要求	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく
(虐待防止法9条の2)	拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行わ
	れているおそれがあると認められるときは、当該児童の保
	護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児
	童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をし
	て、必要な調査又は質問をさせることができる。

区分	内 容
臨検・捜査	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合におい
(虐待防止法9条の3)	て、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判
	所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童
	の住所もしくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させ
	ることができる。

相談の流れ 4



【児童相談所の会議】

【受理会議】

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するために開かれる会議です。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催します。

【ブロック会議】

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位(地域別)であり、児童福祉司、児童心理司、 その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化を図り、ケースの援助の提案に至るまでの 核診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するために開かれる会議です。

【援助方針会議】

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議です。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催します。



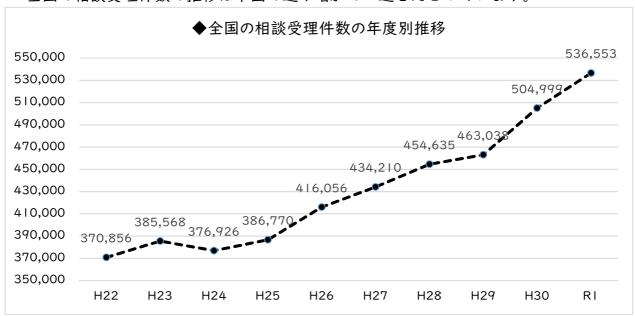
Ⅲ 荒川区子ども家庭総合センター事業概要

荒川区子ども家庭総合センターは、令和2年7月に児童相談所業務を開始し、児童相談所 としての統計を取り始めました。そのため、多くの統計は前年度と比較できませんが、全国 や東京都の状況と比較したり、現状を把握したりするための事業概要について紹介します。

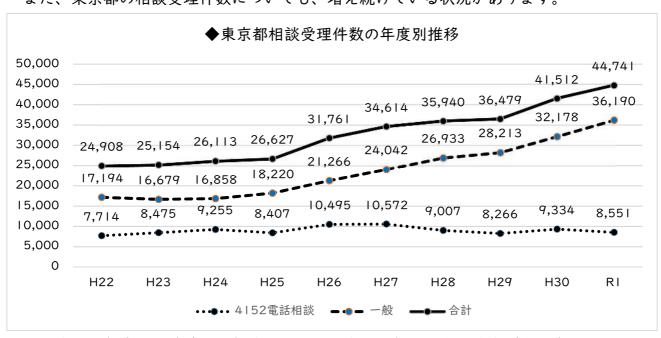
I 全国及び東京都の状況

(1) 全国の相談受理件数の推移

全国の相談受理件数の推移は下図の通り増加の一途をたどっています。



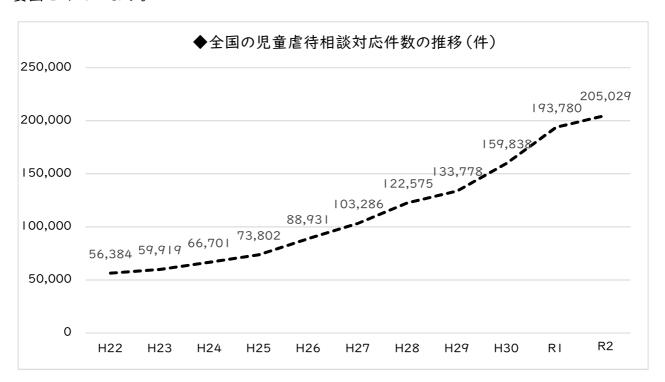
また、東京都の相談受理件数についても、増え続けている状況があります。



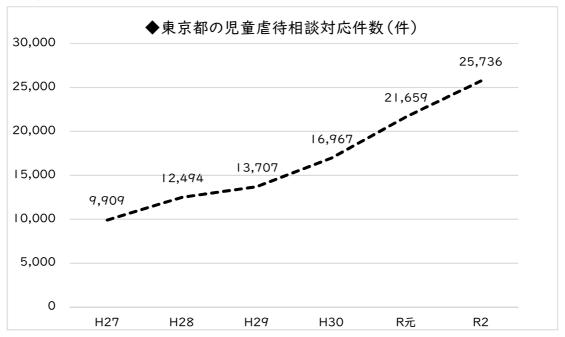
※令和2年度の相談受理件数等については令和3年8月末日時点で未公表

(2) 全国及び東京都の児童虐待相談数等の推移

児童相談所に寄せられる相談の中でも、社会的に大きな課題となっているのが児童虐待です。国では、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や、警察等からの通告の増加が主な増加要因とみています。



また、東京都における児童虐待相談対応件数は、下図の通りです。荒川区を所管していた東京都北児童相談所においても、増加の傾向に変わりはありません。荒川区でも引き続き、虐待防止対策に力を入れていきます。



2 東京都北児童相談所からの引継ぎについて

令和2年6月までは、東京都北児童相談所が荒川区を所管していました。同年7月に荒川 区子ども家庭総合センターで児童相談所業務を開始するにあたり、東京都と荒川区では十分 な期間を設け、職員を派遣し合うなどして引継ぎを行いました。

引継ぎ件数等の状況は以下のようになっています。

◆北児童相談所からの引継ぎ件数(件)

種別		施設入所			児童					
		養護施設	乳児院	児童自立 支援施設	福祉型 障害児 入所施設	福祉司 指導	継続指導	養育家庭	未処理	合計
	男	15	4	2	3	18	4	4	24	74
性別	女	14	4	2		5	9	3	13	50
	不明	_		_	_	_		_	1	1
	0~3		10	_	_	-		_	4	15
	4~6	3			1		2		8	14
年齢	7~12	9		I		11	6	1	16	44
十 國7	13~15	10		3	1	10	3	1	8	36
	16~	7		_	1	-	2	5	I	17
	不明	_			_		_	_	1	1
	件数	29	8	4	3	23	13	7	38	125



◆主訴別引継ぎ件数(人)

	種別		件数	備考
	養育困難		21	
	被虐待		20	
施設入所	非行·触法		ı	
	非行・ぐ犯		2	
		計	44	
	養育困難		2	
	被虐待		15	
旧辛石礼司北道	非行·触法		1	
児童福祉司指導	非行・ぐ犯		4	
	育成·性格行動		ı	
		計	23	
	養育困難		I	
	被虐待		7	
継続指導	障害·知的		4	
	障害·身体		ı	
		計	13	
	養育困難		6	
養育家庭	被虐待		I	
		計	7	
	養育困難		I	
	被虐待		31	
未処理	非行・ぐ犯		5	
	その他		I	主訴変更
		計	38	
	養育困難		31	
	被虐待		74	
主訴別計	非行(触法・ぐ犯)		13	_
	障害(知的·身体)		5	
	その他		2	
	<u>合</u> 計		125	

※未処理…調査中で援助の方針が決まっていないケース

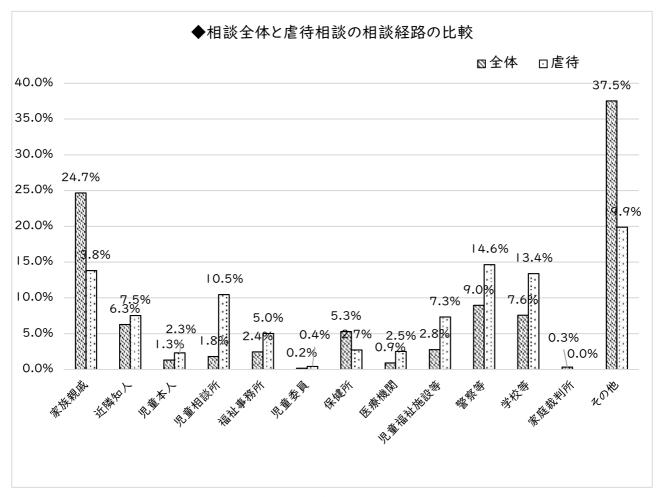
3 荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況

(1) 経路別受付状況

相談経路は、荒川区子ども家庭総合センター開設後、家族・親戚からの通報が増えています。これは、子ども家庭支援センターの業務を引き継いだことにより、荒川区子ども家庭総合センターが身近な相談機関として定着するのが早かったことや、「児童相談所」という名称よりも相談のハードルが低かったことなどが理由として挙げられると考えています。

◆経路別受付状況(令和2年7月~令和3年3月)

	家族親戚	近隣知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察 等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
件数	303	77	16	22	30	2	65	1.1	34	110	93	4	461	1,228
割合	24.7%	6.3%	1.3%	1.8%	2.4%	0.2%	5.3%	0.9%	2.8%	9.0%	7.6%	0.3%	37.5%	100%



(2)相談内容別受付状況

コロナ禍における児童虐待の増加について懸念する報道が多くみられましたが、令和2年度の荒川区においても、養護相談のうち、児童虐待相談が多いことが特徴として挙げられます。

また、児童相談所業務を開始したため、知的障害相談の中には、療育手帳(愛の手帳)の 判定も区で行うことになりました。知的障害相談の中には、療育手帳(愛の手帳)の判定も 含まれています。

◆相談内容別受付状況(令和2年7月~令和3年3月)

;	相談種別	件数			
養護相談	児童虐待	572			
食暖怕畝	その他	232			
,	保健相談	3			
	肢体不自由				
	視覚障害	0			
障害相談	言語発達障害等	2			
	重症心身障害	0			
	知的障害	95			
	発達障害	7			
非行相談	ぐ犯行為等	16			
7F11710 0X	触法行為等	1			
	性格行動	65			
育成相談	不登校	32			
	適性	0			
	育児・しつけ				
7(149				
	合計				

※養護相談の「その他」には保護者の死亡、離婚、入院等や親権に関すること、 養子縁組に関する相談等が含まれています。

(3) 男女別・年齢別受理状況

男女別、年齢別の受理件数については、下の表の通りです。

年齢層によって相談内容の割合に違いはありますが、O歳を除く全ての年齢層で、大きな割合を占めているのは児童虐待相談です。

		養護	相談				障害	相談			非行	相談		育成	相談				いじ
		児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ	その他の相談	計	め相談(再掲)
合	計	572	232	3	1	0	2	0	95	7	16	1	65	32	0	53	149	1,228	I
男女	男	285	118	1	Ι	0	2	0	66	3	12	Ι	37	19	0	36	76	657	0
別	女	287	114	2	0	0	0	0	29	4	4	0	28	13	0	17	73	571	0
	0歳	34	51	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	12	110	0
	l歳	49	25	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	5	12	94	0
	2歳	38	19	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	6	13	77	0
	3歳	40	13	0	0	0	I	0	6	0	0	0	0	0	0	9	10	79	0
	4歳	49	14	0	0	0	0	0	4	1	0	0	1	0	0	4	10	83	0
	5歳	41	14	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	6	68	0
	6歳	41	4	0	0	0	I	0	14	2	0	0	2	0	0	3	6	73	0
	7歳	34	11	0	0	0	0	0	9	0	0	0	7	0	0	1	12	74	0
年	8歳	39	7	0	0	0	0	0	3	2	0	0	2	1	0	6	8	68	0
齢	9歳	34	8	0	0	0	0	0	2	0	1	0	8	4	0	1	10	68	0
別	10歳	32	6	0	0	0	0	0	5	0	3	0	9	4	0	0	7	66	0
	歳	28	7	0	0	0	0	0	7	0	1	0	4	1	0	3	4	55	0
	12歳	24	7	0	0	0	0	0	10	2	0	0	8	6	0	0	6	63	0
	13歳	31	12	0	0	0	0	0	10	0	1	1	7	5	0	0	6	73	0
	4歳	26	15	0	0	0	0	0	8	0	2	0	4	7	0	0	5	67	0
	15歳	13	8	1	0	0	0	0	6	0	3	0	9	3	0	0	6	49	0
	16歳	14	7	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	0	0	0	3	31	I
	17歳	5	4	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	1	0	0	11	28	0
	18歳 以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
É	計	572	232	3	1	0	2	0	95	7	16	1	65	32	0	53	149	1,228	I

(4) 児童虐待に対する児童相談所としての対応

荒川区の児童虐待の内容別の状況は以下の通りです。

◆荒川区の虐待内容別対応状況(令和2年7月~令和3年3月)

虐待内容	件数
身体的虐待	I 5 5 件
性的虐待	7件
心理的虐待	253件
保護者の怠慢・拒否(ネグレクト)	6 3 件

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれる恐れもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子どもの虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなしえません。このため、子ども家庭総合センター、学校、保育園、保健所、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を生かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっています。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けた時は、PI7の流れに沿って、援助の方針を決定していきます。

虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護します。子どもの安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第29条及び虐待防止法第9条により「立入調査」を行ったり、状況に応じて、「出頭要求」「臨検捜索」等を行ったりすることもあります。

また、親権者の意に反して長期間(2か月を超える)保護する場合や、保護者の同意が得られない施設入所等の措置をとる際には、家庭裁判所に承認を得る必要があり、司法との連携も強化されてきています。

◆要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている満 I 8歳に満たない要保護児童・要支援児童、その保護者と特定妊婦への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

- ※要保護児童…保護者のいない又は保護者に看護させることが不適当であると認められる児童
- ※要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ※特定妊婦…出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



(5) 警察からの児童通告

荒川区には3つの警察署があり(荒川警察署、南千住警察署、尾久警察署)、児童相談所 との連携を強化しています。

1 1 0 番通報などにより警察官が臨場し、子どもの安全が家庭では確保されないと判断された場合等には「身柄通告」として児童相談所に通告され、原則として一時保護することになります。児童を保護する状況になくとも、児童相談所の指導が必要とされる場合には、「書類通告」されます。

荒川区における警察からの通告については、以下の通りです。

◆警察からの通告件数(令和2年7月~令和3年3月)

身柄通告

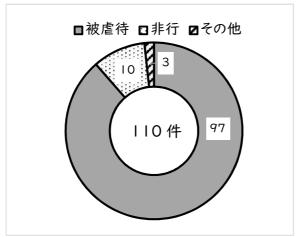
11件

書類通告

99件

合計 || 0件

◆警察からの通告の相談別内訳



荒川区は、地域の見守りや学校・教育委員会、警察署との日ごろからの連携により、身柄 通告が非常に少ない地域です。今後も、こういった状況が維持されるよう、関係各部署との 連携を強化していきます。

4 一時保護の状況

(1) 一時保護所における一時保護

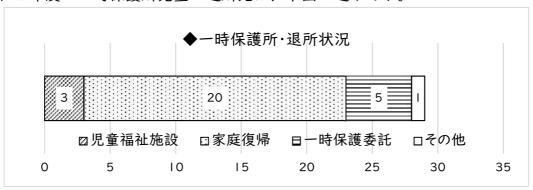
荒川区子ども家庭総合センターが運営する一時保護所は定員 I O名で、家庭的な雰囲気を大切にした一時保護所です。一時保護所は、児童相談所業務開始に先立ち、令和2年5月 I I 日から運営を開始し、当初は他区の児童を受託して保護していました。令和2年7月の児童相談所業務開始以降も、東京都や他区の児童相談所と相互利用のための協定を結び、児童にとって最も安心・安全な状況で保護できるよう環境を整えています。

- ◆令和2年度の総保護人員(保護児童の在所延べ日数の総数)2,286 人 (うち受託児童は498人)
- ◆平均保護日数(退所した児童の平均保護日数)41.65日(うち受託児童は31.38日)

また、下図は一時保護した児童の相談内容別の人数を示しています。



令和2年度の一時保護所児童の退所先は、下図の通りです。



どの児童相談所でも、児童虐待の増加等により、近年、一時保護需要が増えています。荒川区では、家庭的な雰囲気を大切にしつつ、安心・安全に配慮した保護所での生活を提供し、児童の将来を見据えた支援を行っていきます。

(2)一時保護委託

子どもの一時保護は、児童相談所の一時保護所において行う他、子どもの状況によって、 適切な場所に一時保護を委託することができます。

主な委託先としては、児童福祉施設・乳児院・里親・障害児施設・病院等があります。 令和2年度の荒川区の一時保護委託の状況は以下の通りです。

◆一時保護委託の状況(令和2年7月~令和3年3月)

委託先	区外一時 保護所	児童養護 施設	乳児院	養育家庭	障害児 施設	医療機関	合計
人数	4名	5名	3名	1名	5名	6名	24名

5 社会的養育について

(1) 社会的養育とは

様々な事情により家庭で養育できない児童が、施設などの社会的養護により養育されるといった「社会的養護」だけでなく、養子縁組の成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子どもたちが、生まれ育った環境に寄らず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行うことを「社会的養育」と言います。

東京都では「東京都社会的養育推進計画」を策定し、以下のような取り組みを行っています。

- ○家庭と同様の環境における養育の推進
 - ・里親制度の普及、里親に対する支援
 - ・特別養子縁組に関する取組の推進 など
- ○施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
 - ・施設の小規模化
 - ・施設の多機能化 など
- ○社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援
 - ・ジョブ・トレーナーの充実
 - ・高校在学中の学習支援の充実 など
- ○児童相談所の体制強化
- ○一時保護児童への支援体制の強化
- ○子ども・子育て家庭を支えるための取組

荒川区では、東京都の社会的養育推進計画に則り、里親制度の普及や里親支援を中心に、 社会的養育の環境整備を進めていきます。



(2) 社会的養育の状況

いろいろな事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待のため家庭で生活することが難しい場合、乳児院や児童養護施設等に入所することがあります。また、個々の事情に応じて、施設や里親など、子どもの安心・安全が守られる場所で生活できるよう、生活の場を選んでいきます。

東京都の「里親制度」では、以下の4種類の制度があります。

養育家庭(里親)	一定期間子どもを預かり養育する里親です。子どもの年齢は乳 幼児から中高生まで様々です。親の状況により途中で元の家庭 に戻ることもあります。短期間のみ子どもを預かる家庭もあり ます。
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする子どもを、一定期間養育する里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親です。特別養 子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育します。
親族里親	親が死亡、行方不明、長期入院等で子どもを養育できない場合 に、祖父母等の扶養義務者が里親となり、その子どもを養育す る家庭です。

荒川区の社会的養育の現状は以下の通りです。

◆施設入所等の状況(令和2年度末在籍数)

	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	福祉型障害児 入所施設	合計
児童数	29名	11名	3名	5名	48名

◆里親数(令和3年3月末現在)

	養育家庭 (里親)	専門養育家庭	養子縁組里親	親族里親
家庭数	10家庭	l 家庭	6家庭	0家庭

- ◆里親委託の状況 7名
- ◆荒川区の里親委託率 | 4.9%

(里親委託率=里親・ファミリーホーム委託児童数/乳児院・児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数)

令和2年度に、養育家庭が2家庭増え、IO家庭となりました。荒川区では、引き続き養育家庭に対する理解を深め、里親宅から幼稚園、保育所、学校等に通う子どもが安心して生活できるよう、支援を進めていきます。

荒川区では、下図のようなチーム養育体制で里親と委託児童を支えています。



フォスタリング機関とは、荒川区の委託を受け、里親支援事業を担う機関です。

里親支援事業

- ・講演会や出前講座などの里親制度の普及促進
- ・里親の訪問や里親同士の交流等の相談支援
- ・里親の研修等の里親トレーニング など

基礎自治体の児童相談所として、これまで以上に学校を始めとした地域の関係機関などと連携し、里親の皆さんの支援を進めています。

6 基礎自治体の児童相談所としての事業

荒川区子ども家庭総合センターは、比較的小規模な自治体にできた児童相談所の特徴の一つとして、子ども家庭支援センターの機能も有しています。基礎自治体ならではの、関係機関同士が顔の見える関係を構築している中で、虐待だけでなく、様々な事情により保護者による子どもの養育ができない場合には、関係各部署と連携し、様々な支援を実施しています。

また、地域との連携強化にも取り組んでおり、学校・教育委員会との連携は基礎自治体の児童相談所ならではのものです。

(I) 24時間365日体制

荒川区では、児童虐待の相談や子育てに関する相談に迅速に対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる体制を確保しています。

相談があった場合には、必要に応じて子ども家庭総合センター職員が児童の安全を確認したり、他の機関に繋げたりしながら、個々の事情に寄り添いながら対応しています。(電話番号等はPII参照)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	RΙ	R 2
キッズ・マザーズコール	3,073 件	2,603件	2,284 件	1,888件	1,509件
189			_		138件

◆24時間・365日体制の電話相談受付状況

※ | 89ダイヤルは令和2年7月に運用開始したため、令和2年7月~令和3年3月の受付件数です。

(2)ショートステイ事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、お子さんを短期間の間、協力家庭や施設で養育・保護を行うことにより、児童と家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

	対象年齢	利用期間	基本負担額	対象施設
①乳幼児ショート	C 华 . I 华	店 111 7 11 V 由	Ⅰ人当たりⅠ日	日赤附属乳児院
ステイ	○歳・Ⅰ歳	原則7日以内	3,000 円	(渋谷区広尾)
②協力家庭ショー	0 华 4、2		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	豆丸块丸房房
トステイ	2歳から	原則2日以内	人当たり 日	区内協力家庭
③ショートステイ	中学3年生		2,600円	ハイツ尾竹

※負担額には減免制度あり

※②、③には食費等別途負担あり

協力家庭ショートステイ事業は、平成30年10月から始まりました。協力家庭ショートステイでは、一般のご家庭で、できるだけ普段の生活と変わらない形でお子さんをお預かりすることができます。ショートステイの延べ泊数は以下の通りです。

◆ショー	トステイ	事業利用の延べ泊数
▼ / □	1 // / 1	マネグリカレンを ハロなん

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	RΙ	R 2
乳幼児ショートステイ	46 泊	30 泊	70 泊	57 泊	27 泊
協力家庭ショートステイ		_	63 泊	204 泊	207 泊
ショートステイ	212泊	155泊	128泊	107泊	72 泊

※令和2年4月~5月(乳幼児ショートステイは3月~6月)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に受け入れ停止

(3) 関係諸機関、地域との連携

基礎自治体に開設された児童相談所として、関係諸機関とのスピード感ある連携は、大きな特徴の一つです。乳幼児健診、ひとり親相談、DV相談といった相談等の担当部署との連携や、警察、地域の医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員の皆様、子ども食堂などの活動をされている地域の皆様などとも、児童相談所開設前から児童相談所の開設に理解を頂き、開設後には、物心両面の近さを生かした対応がとれています。

(4) 学校・教育委員会との連携

学校・教育委員会と子ども家庭総合センターの距離感がこれまでよりも近くなったことで、 特に学校は子ども家庭総合センターへの相談を積極的に活用するようになっています。

児童相談所開設時には、教育委員会、学校、教育センター、子ども家庭総合センターの連携について冊子を作成し、教職員に配付することで、学校が子ども家庭総合センターに相談する際のガイドブックの役割を果たしています。

教育委員会に設置されている教育センターには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置され、区立小・中学校及び幼稚園・こども園を通しての巡回相談や来所相談を行っています。また、子ども(幼児・小学生・中学生)・保護者・教員を対象に、電話相談も行っていて、児童相談所との窓口の中心を担っていることで、これまで以上に学校・教育委員会と児童相談所の連携の強化が図られています。

令和2年度事業概要

令和3年10月発行

登録(03)0060号

編集・発行 荒川区子ども家庭総合センター

(荒川区児童相談所)

〒116-0002 荒川区荒川 1 - 5 0 - 1 7

電話 03-3802-3765

